

# 個人情報漏えい防止対策は万全ですか？

2005年4月1日から完全施行された個人情報保護法。企業では個人情報の管理が一層強化されていますが、人為的ミスによるデータの紛失など、個人情報の漏えい事故を完全に防ぐことは困難です。また、ひとたび漏えい事故が起これば信用を失墜させるばかりか以下のように多額の損害賠償金や謝罪費用等の支払いが発生します。

## 個人情報漏えい事故保険金支払例

業 種	保 険 金	事 故 内 容
小 売 業	約1,000万円	売上伝票の管理が不十分で清掃業者が伝票を破棄し個人情報漏えいしたため、個人情報漏えいの対応としてクレジット顧客へ詫言状を発送し、カードを再発行し新聞に謝罪広告を出した。このため、事故対応費用、広告宣伝活動費用およびコンサルティング費用が発生した。
金 融 機 関	約2,000万円	事務センターから本社宛発送した100万件強の顧客情報が記録された電子媒体を紛失。電子媒体は発見されておらず、書類に紛れて破棄された可能性が高い。所轄官庁に報告、報道機関に発表、新聞にお詫言状を掲載、顧客にお詫言状を発送する等の事故対応費用が発生した。
通 信 業	約900万円	電話料金割引サービスの顧客情報を記録した電子媒体を紛失し、発見出来なかったため新聞に公示した。このため、事故対応費用、広告宣伝活動費用の損害が発生した。
情 報 処 理 業	約200万円	自治体より受託した図書館のシステム開発の際、従業員が作業目的で自宅に持ち帰っていたノートパソコンごと、パソコン内の図書館利用者約10万件強の個人情報盗難にあった。このため、自治体および情報処理業者はそれぞれ新聞に謝罪広告を掲載した。情報処理業者は自社の広告費用発生とともに、自治体からも広告費用の求償の請求を受けた。

## 万一、個人情報漏えい事故が発生したら……

顧客情報（氏名・年齢・性別・住所等記載の名簿3,000人分）を、自社従業員が不正に持ち出し転売してしまった。身に覚えのない業者からの電話勧誘を不審に思った顧客からの通報により漏えいが発覚した。直ちに謝罪広告などの対応を行ったが、漏えいをされた顧客の一部（1,000人）から、「執拗な電話勧誘によりプライバシーを著しく侵害された」として損害賠償請求を提起され、実害が大きいと判断された300人に対しては1人あたり10万円、その他の700人に対しては1人あたり1万円を損害賠償金として支払うこととなった。また、残りの2,000人に対しては見舞い金としてそれぞれ500円・合計100万円、全国紙に謝罪広告を掲載したための広告費が500万円、弁護士費用が200万円かった。

### 損害額

- 損害賠償金…………… (10万円 × 300人) + (1万円 × 700人) = 3,700万円
- 見舞金費用…………… 500円 × 2,000人 = 100万円
- 謝罪広告費用…………… 500万円
- 弁護士費用…………… 200万円

**合計 = 4,500万円**

万一の場合に備えて、「全国中小企業団体中央会 個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入をお勧めします。

# 個人情報漏えい賠償責任保険制度

幅広い補償内容&割安な保険料を実現しております。

## 制度の特長

### ● 団体割引(10%)適用による割安な保険料

中央会の全国制度ならではのスケールメリットにより、個別契約に比べ保険料が割安となっています。なお、加入者間の公平性に配慮し、加入者ごとに前年の損害履歴を適用保険料に反映させることにしております。

### ● 情報管理体制・認証取得状況により最大60%割引

### ● 個人情報漏えいの時期を問わず補償

個人情報漏えいの時期を問わず補償の対象となります。(ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に、既に情報漏えいの発生を知っている場合や知っていると合理的に推定できる場合は補償の対象となりません。)

### ● 情報漏えいリスクを幅広くカバー

使用人等の故意による漏えいはもちろんのこと、紙データ・死者情報・従業員情報・クレジットカード番号等の漏えいも補償の対象となります。

### ● 充実の付帯サービス

(1) 「個人情報漏えい時の対応ガイド」を提供(加入者証に同封)

「万一、個人情報を漏えいしてしまった場合どうすればいいの?」という疑問にお答えします。

(2) 「リスク診断サービス」付(無料・任意)

個人情報の漏えいリスクならびに個人情報保護対策に関する質問にお答えいただくことにより、総合的な評価と管理対策別に詳細コメントを「個人情報管理リスク評価報告書」としてご提供します。

## 対象となる個人情報漏えい

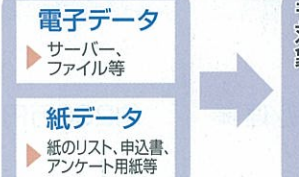
### 対象となる個人情報

個人に関する情報(貴社の役員に関する情報は含まれません。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいいます。ただし日本国内に所在する、または所在した個人情報に限り、または死者・従業員の情報を含まず。

### 個人情報漏えいの原因



### 個人情報の保管方法



## 保険料例

業種	年間売上高	セクタ名	てん補限度額		免責金額	保険料※
			賠償損害	費用損害		
建設業	10億円	B	5,000万円	500万円	10万円	約10万円
印刷業	2億円	B	5,000万円	500万円	10万円	約10万円
小売業	2,000万円	A	1,000万円	100万円	10万円	約3万円
飲食業	1,500万円	A	1,000万円	100万円	10万円	約3万円
宿泊業	3,000万円	B	5,000万円	500万円	10万円	約10万円

※ 保険料のお支払は年払いのみとなります。

## お申し込み時期と加入期間

	通常加入	中途加入※
加入申込	2009年12月14日 ~2010年1月31日まで	2010年2月1日以降 12月31日まで
保険料振替日	2010年4月23日	中途加入申込月の 3ヶ月後の23日 (休日の場合、翌営業日)
加入期間(保険期間)	2010年3月25日午後4時 ~2011年3月25日午後4時	加入申込日の月の 2ヶ月後の25日午後4時 ~2011年3月25日午後4時

※ 例: 加入申込月: 2月→保険料振替日5月23日  
→保険の加入期間: 2010年4月25日午後4時から2011年3月25日午後4時までの11ヶ月間

引受保険会社(2008年度)(五十音順)  
あいおい損害保険株式会社  
日本興亜損害保険株式会社

株式会社損害保険ジャパン  
富士火災海上保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社

## お問い合わせ先

〈募集代理店〉

〈募集代理店所属保険会社〉

〈団体名〉

このチラシは、全国中小企業団体中央会・個人情報漏えい賠償責任保険制度(専門事業者賠償責任保険 個人情報漏えい賠償責任担保特約条項付)に関するあらましです。詳細につきましては専用パンフレット「全国中小企業団体中央会 個人情報漏えい賠償責任保険制度」および普通保険約款・特約条項等をご参照ください。

この契約は、複数の保険会社による共同保険契約ですので、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。引受割合については、保険始期(3月25日)までに決定します。決定次第全国中小企業団体中央会ホームページにてご案内いたします。幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、その他の業務もしくは事務を行います。保険金のお支払については募集代理店の属する保険会社が他の保険会社を代理・代行します。団体割引率は加入者数に従った割引率で決定されますので、募集の結果、異なる割引率が適用される場合があります。あらかじめご了承ください。